

立命館アジア太平洋大学国際学生授業料減免制度 継続審査について

毎 Semester 終了時に、成績に基づいた継続審査が行われ、継続・警告・取消が規程に従い判定されます。

(1) 警告

当該 Semester の成績が以下の①もしくは②、または両方に当てはまった場合、最初の「警告」が与えられます。次の Semester の成績が以下の①もしくは②、または両方に当てはまった場合、2 回目の「警告」が与えられます。

① 修得単位数が以下の者(下記参照)

	警告基準 通算修得単位数
1 Semester 終了時	12 単位以下 * ¹
2 Semester 終了時	26 単位以下
3 Semester 終了時	40 単位以下
4 Semester 終了時	54 単位以下
5 Semester 終了時	66 単位以下
6 Semester 終了時	80 単位以下
7 Semester 終了時	98 単位以下 * ²

*1 第 1 Semester 目の修得単位数について、
第 2 Semester での登録上限単位数は 18 単位。2 回連続して「警告」を受けない為には
第 1 Semester 終了時に、最少でも 10 単位修得する必要があります。

② 評価内容が著しく不振の者(当該 Semester 期の Grade Point Average(GPA)が 1.5 以下)

当該 Semester GPA の算出方法は、学部履修ハンドブックの該当ページを参照してください。

(2) 取消

2 回連続して「警告」を受けた場合、通知を受けた Semester より奨学金は取消されます。
一旦取消された奨学金は復活しません。

*2 第 7 Semester 終了時の継続審査において、修得単位数が 98 単位以下で「警告」を受けた場合は、例え 1 回目の「警告」であってもその時点で「取消」となります。

(例)

2022 年の秋 Semester の成績が基準を満たさず、2023 年春 Semester に警告を受けた学生が、2023 年春 Semester でも引き続き基準を満たす成績が取れなかった場合、2023 年秋 Semester に 2 回目の警告を受けます。2 回連続して警告を受けたことにより、2023 年秋 Semester から奨学金は取消されることとなります。